

○櫻井充氏 特区による医学部の新設についてお伺いしたいと思いますが、この問題は月曜日に質問したらですね、まあ何人かの方からですね、質問やめた方が良くんじゃないのと、そういう電話がかかって参りました。それだけ、いろんなことが絡んでいる案件なんだろうなと思っていますけど、これ、公募の期間がわずか一週間でございました。医学部を新設するのにあたって、たった一週間の公募期間というのはあまりに短すぎるんじゃないかと思いますがいかがですか。

○内閣地方創生推進室 川上室長代理 お答え申し上げます。国家戦略特区における特定事業の事業者の公募につきましては、他の事業に置きましても概ね一週間から十日程度で実施しているところでございまして、この医学部新設に係る事業者につきましても、昨年11月12日より、8日間公募を行ったところでございます。本件に加えましてはこれに加えまして、医学部新設の特例措置の対象となる事業者につきまして、これよりもさらに3か月以上前の、昨年7月31日に決定を致しました「国家戦略特別区域における医学部新設に係る方針」におきまして、事業者が特に取り組むべき事項を留意点として具体的に列記し、広く事前に公表しているところでございます。事業者公募にあたりましても、今申し上げましたような、既にお示しを致しました留意点に沿って、その対応状況の提出を求めたものでございまして、応募しようとする者にとりましては、一定の準備期間が確保されていたものというふうに考えているところでございます。

○櫻井充氏 そうだとするとですね、ここにある、特区における医学部新設に関する方針というものがございまして、この方針を見る限りですよ、この文章を読む限りにおいては、いわゆる一般の医療者の育成はできないことになっていますがそれでよろしいのでしょうか。

○内閣地方創生推進室 川上室長代理 ご指摘のとおりでございます。

○櫻井充氏 そうするとですね、外国人の方を診療するとか、いわゆるメディカルツーリズムとか、こういう人たちを育成するということで、それでよろしいんですね。

○内閣地方創生推進室 川上室長代理 お答えいたします。正確に申しますと、この方針におきましては、民間有識者、文部科学省、厚生労働省からのご意見も頂くなど慎重に検討を進めた結果といたしまして、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針ということで定めたものでございます。

○櫻井充氏 国際的な医療を行うための人材の育成だと、つまりそうすると、この方々は一般の、今例えば一応私も現職の医者ですけど、一般的な国内の医療に携わる人ではないという認識でよろしいんですね。

○内閣地方創生推進室 川上室長代理 この趣旨につきましては、国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる世界最高水準の国際医療拠点を造るという戦略的な趣旨を踏まえて、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針ということで定められたと承知しているところでございます。

○櫻井充氏 すみません、私の質問に答えて頂いておりません。一般的な方を育成するのかわらないのか、この点について、ご答弁いただけますか。

○内閣地方創生推進室 川上室長代理 お答えいたします。一般的なということではございまして、国際的な

医療人材の育成のための医学部という位置づけと承知しているところでございます。

○櫻井充氏 その方々は医者になった後にですね、そうすると地域医療に携わるとかそういうことはしないということでもよろしいんですね。

○厚生労働省 神田医政局長 お答えいたします。先生ご指摘のように、先ほど申し上げた三省庁の医学部新設に係る方針の中で、一般の臨床医の養成確保を主たる目的とする既存の医学部と次元の異なる国際医療人材を養成するというに致しております。一般的な診療に従事するというを主目的としているものではございません。ただし、その目的に反して一般の臨床医として勤務することというようなことになった場合には、長期間にわたって社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあることから、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うということに基本方針の中で致しているところでございます。

○櫻井充氏 こういう方針を出されたら手を挙げるところは僕は本当に少ないと思うんですよ。東北に医学部を作りましょうと言った時には、いくつかの大学、いくつかの病院、そういうところが手を挙げてまいりました。ここで、作ろうとしているところは、いまこの方針則っている枠は20で、残りは120で一般の臨床医であると私は聞いていますが、そういうことであれば、とても認められないという認識でよろしいでしょうか。

○馳文部科学大臣 留学生20名以外の120名ですが、20名の留学生も含めた入学定員140人の全員を対象として、国際的な医療人材の育成のための教育を行うということについて、昨年11月に関係3省で確認を行っております。したがって、基本方針の趣旨を十分に踏まえて対応する必要があると思っております。

○櫻井充氏 ありがとうございます。この大学には資料請求をお願いしていたんですが、まだ資料は来ていないんですけど、例えば文部科学省の事務次官の方も二人ここに天下りされていますよね。それは事実でよろしいですか。

○文部科学省 藤原官房長 国家公務員の再就職の状況につきまして、本省の企画官相当職以上の管理職の職員が、離職後二年以内に再就職した場合など届出および公表が義務付けられております。その公表資料を調べましたところ、お尋ねの大学へ再就職した中央省庁の勤務経験を有する者は、6名でございまして、その6名の数字は、既に本委員会の理事会に提出させて頂いているというところでございます。

○櫻井充氏 その中に、文部科学省事務次官の方もいらっしゃいますよね。

○文部科学省 藤原官房長 お答え申し上げます。今申し上げました6名につきましては、国家公務員としての最終官職につきましては、文部科学省の大臣官房付が2名、厚生労働省の大臣官房付が2名、それから財務省の財務官、それから警察庁の長官でございます。お尋ねの点につきましては、この調査が公表された資料が「離職後2年以内」ということでございますので、お尋ねの方につきましてはここに含まれていないということでございます。

○櫻井充氏 ですから、私は、月曜日質問した際にですね、天下りだとは申し上げておりません。国家公務員として働いたことがある人の中でこの病院で、この大学に勤務されている方は何人いるんですかと、それで資料請求しておりますので、改めて、私の方から申し上げておきますが、文部科学省の事務次官の方はこの大学で働いておられます。その大学、その文部科学省の事務次官、元事務次官の方から、文部科学省に対して、文

部科学省はこの件について口出しをするなど、そういう風な趣旨の電話がかかってくるはずなんですが、大臣はこのことについて知っておられますか。

○**馳文部科学大臣** ご指摘のことは承知を致しておりません。

○**櫻井充氏** ぜひ調査をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。大臣。

○**馳文部科学大臣** ご指摘のことではありますが、確認をさせていただきます。

○**櫻井充氏** 特区制度を利用してですね、それからもともとの役職を利用して制度を捻じ曲げていくようなことがあったとしたら、私はそれは許されないことだと思っています。医師の需給の問題について、まあこれ通告していないのでもし答えられなければそれでも結構ですが、塩崎大臣ね、医者はもうすぐ余る時代になる、そう思いませんか。そして、定員増で 14 校新設したのと同じことになっています。ですから、この先、その医学部を作っていったら、第二の歯学部になっていって大変なことになるとは思います、その点について塩崎大臣、もしご見解あればお伺いしたいと思います。

○**塩崎厚生労働大臣** 昨年 7 月にですね、内閣府文科省と共に国家戦略特区における医学部新設については、方針先ほどお触れになりましたが、これについては、医学部を新設するとしても一校として十分な検証を行うということになっています。骨太の方針 2015 年に基づきまして、地域医療構想との整合性の確保や地域間の偏在などの是正などの観点踏まえて昨年 12 月から医療従事者の需給に関する検討会というのを厚労省の中に設置をして、医師の需給について検討を行っております。検討会の議論を踏まえて医師の需給の見通しについて検討をしていかなければならないと思っておりますが、グローバル化する世界の中で日本の医療人材をどう育てていくのか、このことについては、様々な要素を考えて決めていかなければならないという風に思っております。

○**櫻井充氏** そういう方針でやっていくことについて私は異論はございません。世界はメディカルツーリズムなどでですね、それで、自分たちの国の利益を上げようとしてきているので、私は日本がそういう方向でやっていくことについては間違いはないと思っています。ですからここに書いてある、三省で決めた方針のとおりやっただけかかどうかということが極めて大事なことなんだと思っています。